

保養施設宿泊料の一部補助を行っております

公立学校共済組合では、組合員の皆さまが心身共に健康であるよう、「保養施設等宿泊利用補助事業」として対象施設の宿泊料一部補助を実施しております。対象施設に宿泊される際は、ぜひご活用ください。

保養施設等宿泊利用補助券事業の利用手順

- ① 対象施設で宿泊の予約を行います。
- ② 「保養施設等宿泊利用補助券交付申請書」に必要事項を記入し、公立学校共済山形支部あて郵送またはファックスでお送りください。

個人・家族でご利用の場合：様式第1号

所属共同でご利用の場合：様式第2号

※利用日の一週間前【必着】

- ③ 支部で利用補助券を発行し、申請者の方へ送付します。
- ④ チェックイン時にフロントに利用補助券を提出してください。

※補助券を使用しない場合は、支部に連絡後、すみやかに返却してください。



○対象者は公立学校共済組合員及びその被扶養者（ただし小学生以上）です。

○補助額は1枚2,000円です。

○年間で10枚まで（被扶養者分含む）ご利用できます。

○交付申請書は公立学校共済組合山形支部のホームページからダウンロードすることができます。

掲載場所：「山形支部トップページ」→「厚生サービスを利用する」
→「宿泊施設を利用するとき」をクリックしてください！

◎公務による出張は、当事業の対象となりません。

◎その他、ご不明な点やご質問がありましたら、お気軽に支部健康管理担当までご連絡ください。

※詳細は各所属所にお送りしている実施要領をご覧ください。

お問い合わせ・お申込み先

公立学校共済組合山形支部（山形県教育局福利厚生課内） 健康管理担当

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

TEL 023-630-2882 ・ FAX 023-641-6779